

芦屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>平成 24 年 4 月 1 日施行</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> </div> <p>(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 10 条の 2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 6 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合</p>

芦屋市留守家庭児童会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する芦屋市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する芦屋市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

芦屋市立みどり地域生活支援センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 地域生活支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 生活介護(障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業</p> <p>(2) 短期入所(法第5条第9項に規定する短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>平成24年4月1日施行</p> <p>(2) 短期入所(法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業</p> </div> <p>(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 地域生活支援センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 生活介護(障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第6項に規定する生活介護をいう。以下同じ。)を行う事業</p> <p>(2) 短期入所(法第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。)を行う事業</p> <p>(3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</p>

改正案	現行
<p>(費用負担等)</p> <p>第7条 利用者は、次に掲げるところにより、費用の一部を負担しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1号に規定する者 地域生活支援センターの利用に係る費用の額から法第29条第3項に規定する給付費の額を控除した額</p> <p>(2) 第4条第2号に規定する者 前号に定める額を超えない範囲で市長が別に定める額</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(費用負担等)</p> <p>第7条 利用者は、次に掲げるところにより、費用の一部を負担しなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1号に規定する者 地域生活支援センターの利用に係る費用の額から法第29条第3項又は第4項に規定する給付費の額を控除した額</p> <p>(2) 第4条第2号に規定する者 前号に定める額を超えない範囲で市長が別に定める額</p> <p>2 (省略)</p>

芦屋市立児童デイサービスセンターすくすく学級の設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第3条 デイサービスセンターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第8項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業</p> <p>(2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 デイサービスセンターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童デイサービス(障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業</p> <p>(2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</p>

芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第13項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成24年4月1日施行</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> </div> <p>(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第6項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合</p> <p>2 (省略)</p>